

# 滋賀県教育委員会における 交通安全の取組

滋賀県教育委員会事務局保健体育課  
指導主事 北川英樹

# 滋賀県子どもの安全確保に関する連絡協議会

- \* 平成27年度に、「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」の推進委員会として設置
- \* 「交通安全」「生活安全(防犯を含む)」「災害安全」に関する情報交換、協議を行う。
- \* 年間2回(6月と2月)開催(平成28年度は3回開催)

# 滋賀県子どもの安全確保に関する連絡協議会

- \* 市町教育委員会事務局学校安全主管課(19市町)
- \* 国立大学法人滋賀大学附属学校園代表
- \* 私立学校代表
- \* 警察本部生活安全部生活安全企画課
- \* 警察本部交通部交通企画課
- \* 防災危機管理局
- \* 県民生活部県民活動生活課
- \* 総務部私学・大学振興課
- \* 健康医療福祉部子ども・青少年局
- \* 土木交通部交通戦略課
- \* 土木交通部道路課
- \* 教育委員会事務局幼小中教育課
- \* 教育委員会事務局保健体育課

# 滋賀県子どもの安全確保に関する連絡協議会

## \* アドバイザー

滋賀大学大学院教育学研究科 教授 藤岡達也 氏



「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

(平成22年3月 文部科学省)

「生きる力」を育む防災教育の展開

(平成25年3月 文部科学省)

等、数々の資料の作成に携わっておられる  
学校安全の第一人者

# 滋賀県子どもの安全確保に関する連絡協議会

## 「交通安全」に関する主な協議内容

- \* 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行に伴う自転車損害賠償保険加入義務に係る取組や、ヘルメットや保険料の補助に関する取組についての情報交換
- \* 滋賀県内の児童生徒の交通事故発生状況
- \* 「通学路交通安全プログラム」の運用に係る情報交換
- \* 効果的な交通安全教育の実践紹介
- \* 「自転車運転指導警告票」交付状況を活用した交通安全教育
- \* リーフレット「滋賀県の学校・園における交通安全教育」の作成

# 「通学路交通安全プログラム」の運用に係る情報交換

- \* 私立小学校や国立大学法人附属小学校との連携に向けた協議
- \* 自転車通学を中心とした中学校の通学路対策
- \* 道路管理者や警察との連携の在り方 等

# 「交通事故速報」の集計とフィードバック

公立学校に対し、学校が把握した交通事故をFAXによる報告を指示している。把握した交通事故情報は、データベース化し、定期的に市町教育委員会、県立学校、国立学校、私立学校へ情報提供し、交通安全教育や教職員研修に活用していただいている。

送付文不要！この様式1枚FAXで迅速な報告！！

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_

速やかに報告

# 交通事故速報

※どちらかに○を記入ください。

新規

続報

学校発着日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分		記載者氏名	
	平成 年 月 日 ( ) (午前・午後) 時 分ごろ			
発生日時				
場所	学校名		年 組	
事故者	氏名(イニシャルで記載)		氏名(イニシャルで記入)	
	(男・女) ( ) 歳		ア 被加害者 イ 被害者 ウ 自害者	
事故の状況・現場の略図	本人の交通手段(自転車事故の場合、損害賠償保険の加入状況等について確認してください)→ ア 徒歩 イ 自転車 ウ 自転車同乗 エ 二輪車 オ 二輪車同乗 カ 自動車 キ 自動車同乗		自転車損害賠償保険の加入 加入・未加入	
	ヘルメットの着用の有無 着用・未着用			
処置の概要	■簡単な略		※該当項目に○を記入ください。	
	■交通事故に遭遇して、24時間以内に死亡する交通事故死		死亡	
	■命に関わる危険な状態		重体	
	■30日以上の治療を必要とする状態(命に別状がない)		重傷	
	■必要な治療が30日未満の状態		軽傷	
追記・続報	■必要な治療が30日未満の状態		軽傷	
	■物損		物損	



本人が自転車運転者であった場合は記入してください。

交通事故に遭遇して、24時間以内に死亡する交通事故死

命に関わる危険な状態

30日以上の治療を必要とする状態(命に別状がない)

必要な治療が30日未満の状態

※処置の記入例

○○病院に救急車で行き○○処置される

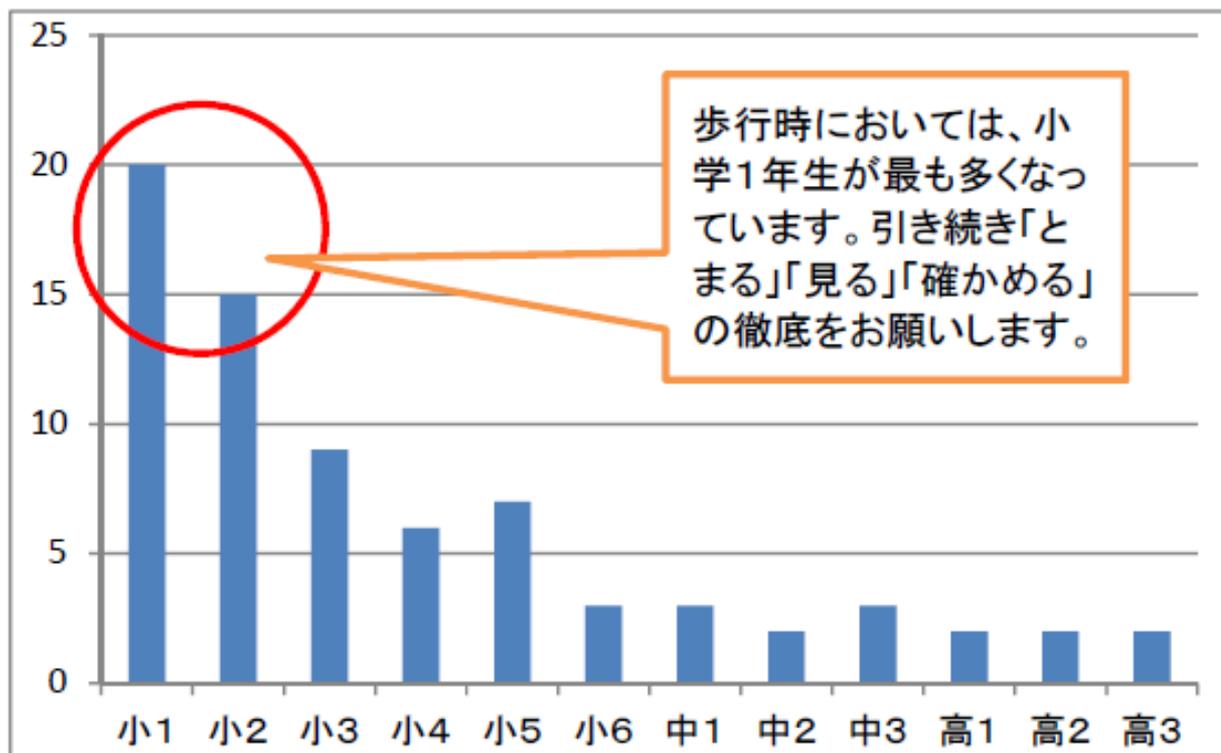
何日間の加療が必要 など

加害者が不明の場合・・・加害者がどのような車・二輪車に乗っていたか

※重体事案(生命にかかわる危険な状態)、重傷事案(30日以上の治療を必要とする状態(命に別状がない))については、追記、続報をお送りいただけますようお願いいたします。

# 「交通事故速報」のフィードバック

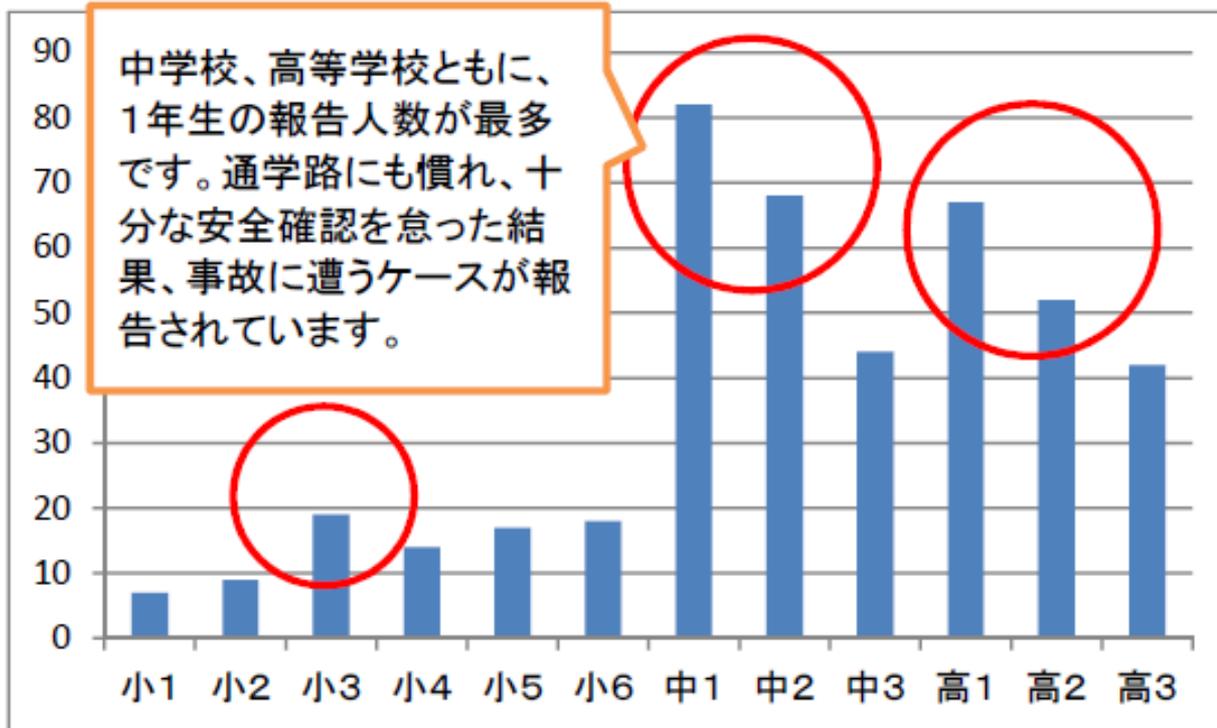
【グラフ3：学年別歩行者事故報告人数（被害・加害・自損含む）】 (人)



平成29年度4～10月計	
小1	20
小2	15
小3	9
小4	6
小5	7
小6	3
中1	3
中2	2
中3	3
高1	2
高2	2
高3	2

# 「交通事故速報」のフィードバック

【グラフ4：学年別自転車事故報告人数（被害・加害・自損含む）】 (人)



平成29年度4～10月計	
小1	7
小2	9
小3	19
小4	14
小5	17
小6	18
中1	82
中2	68
中3	44
高1	67
高2	52
高3	42

# 「交通事故速報」のフィードバック

ヒヤリ！ヒヤッ！

◎事故後に相手の方から「大丈夫か？」と尋ねられ、少々の痛みがある場合でも「大丈夫です。」と答え、連絡先の交換をせずに済ませているケースが多数あります。しかし、

で治療が必要になったりする報告  
◎事故の未然防止とともに、事故も、児童生徒が事故に遭ってしま相手に伝えること」「保護者への請」「相手の確認」などのシミュことはとても大事なことです。

ヒヤリ！ヒヤッ！

「運転手がこっちを見た」とか「自転車に乗る自分の存在に気付いているはず」と早合点して、自動車との事故に遭うケースがあります。自動車の後ろをすり抜けようとしたら、自動車も動き出して接触するという事故が発生しましたが、自動車の運転手は歩行者や自転車の存在に気付いていません。例え運転手と目が合ったとしても、『運転手はこっちに気付いていないかもしれない』と考えた方が安全ですね。

# 「交通事故速報」のフィードバック

## フィードバックデータの活用例

### (小学校)

- スクールガード・リーダーへの情報提供
- データをもとにした「交通安全クイズ」の作成  
→ 全校集会、各学級等での活用
- 分団別指導時の指導資料として
- 中学校での自転車通学を見越した、卒業前の6年生への指導資料として
- 長期休業前の指導資料として
- 交通事故遭遇時の対応についての指導資料として

### (中学校)

- 自作指導資料のデータとして  
→ 自転車加害事故の責任、事故遭遇時の対応等についての指導
- 教職員研修の資料として
- 交通安全マナーアップアンケートの参考資料として
- 学校独自の自転車検定の指導資料として
- 三者懇談資料として

# 「自転車運転指導警告票」交付状況の情報活用

滋賀県では、平成27年途中から、県警本部交通部交通企画課より、県内の中学生・高校生の、所轄署別、違反種別の交付状況の情報を提供いただいている。

県教育委員会にてデータを加工し、年3～4回のペースで交通事故発生状況とともに市町教育委員会や県立学校へ情報提供を行っている。

# 自転車運転

- ・各学校において、全体指導、学級指導、交通安全教室での活用等、様々な場面で活用していただいている。
- ・市町教育委員会から、スクールガード・リーダーへの情報提供も行われている。

## 自転車運転指導警告票交付状況 平成29年度4～10月

滋賀県警察本部交通部交通企画課提供

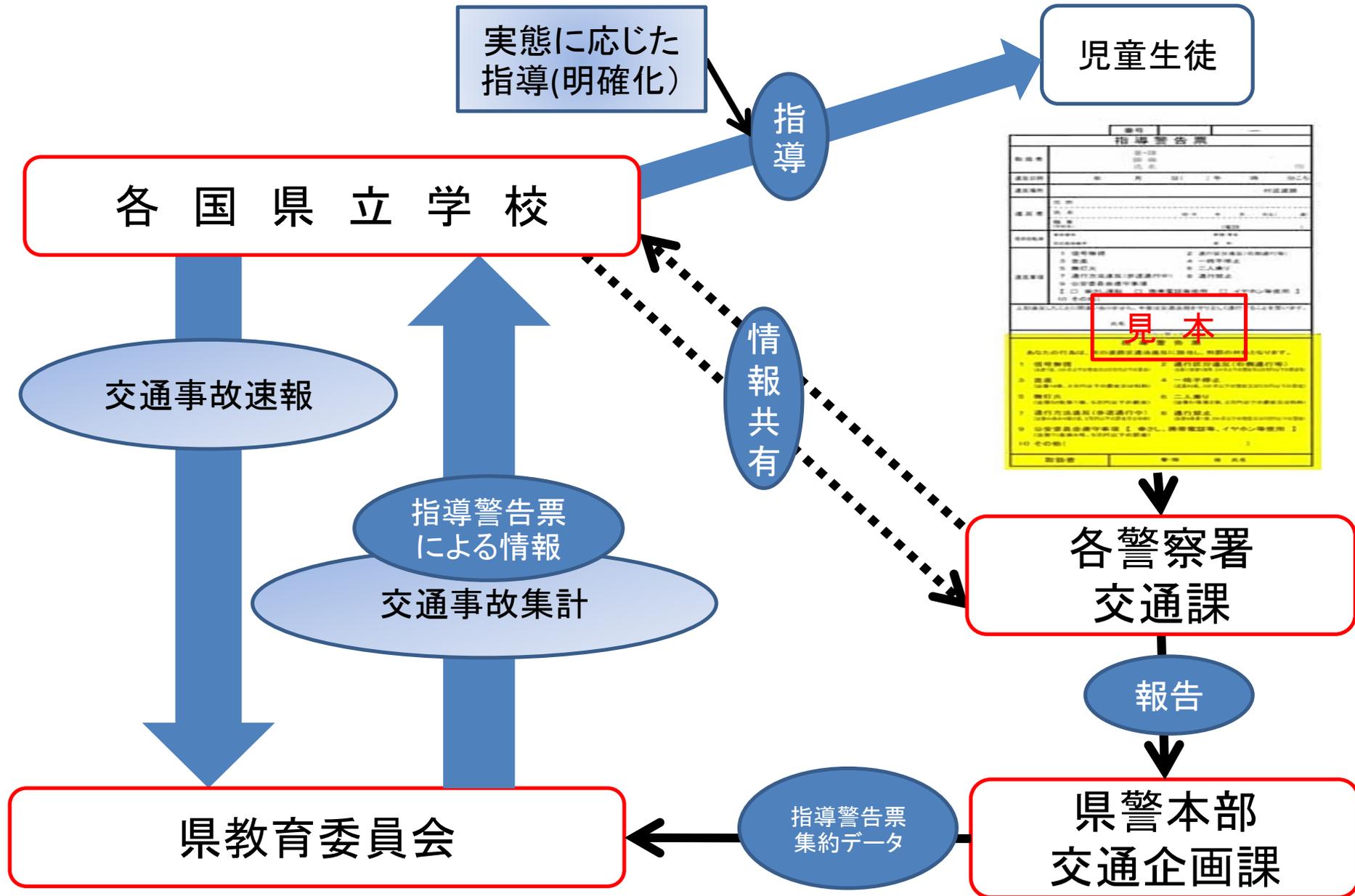
		中学生		高校生	
		昼	夜	昼	夜
飲酒運転		0	0	0	0
信号無視		4	0	15	4
通行区分	右側通行	17	0	10	0
	歩行者の通行妨害	0	0	0	0
	並進	50	1	76	31
横断	横断歩道外横断	1	0	0	0
	斜め横断	0	0	2	0
	横断禁止場所の横断	0	0	0	0
一時不停止(交差点・踏切等)		6	1	9	10
無灯火		0	57	0	159
乗車積載方法違反(2人乗り等)		96	7	277	52
片手運転	携帯電話使用	39	9	170	39
	その他	4	0	27	3
その他の違反(※)		45	7	341	57
合計		262	82	927	355
		344		1282	



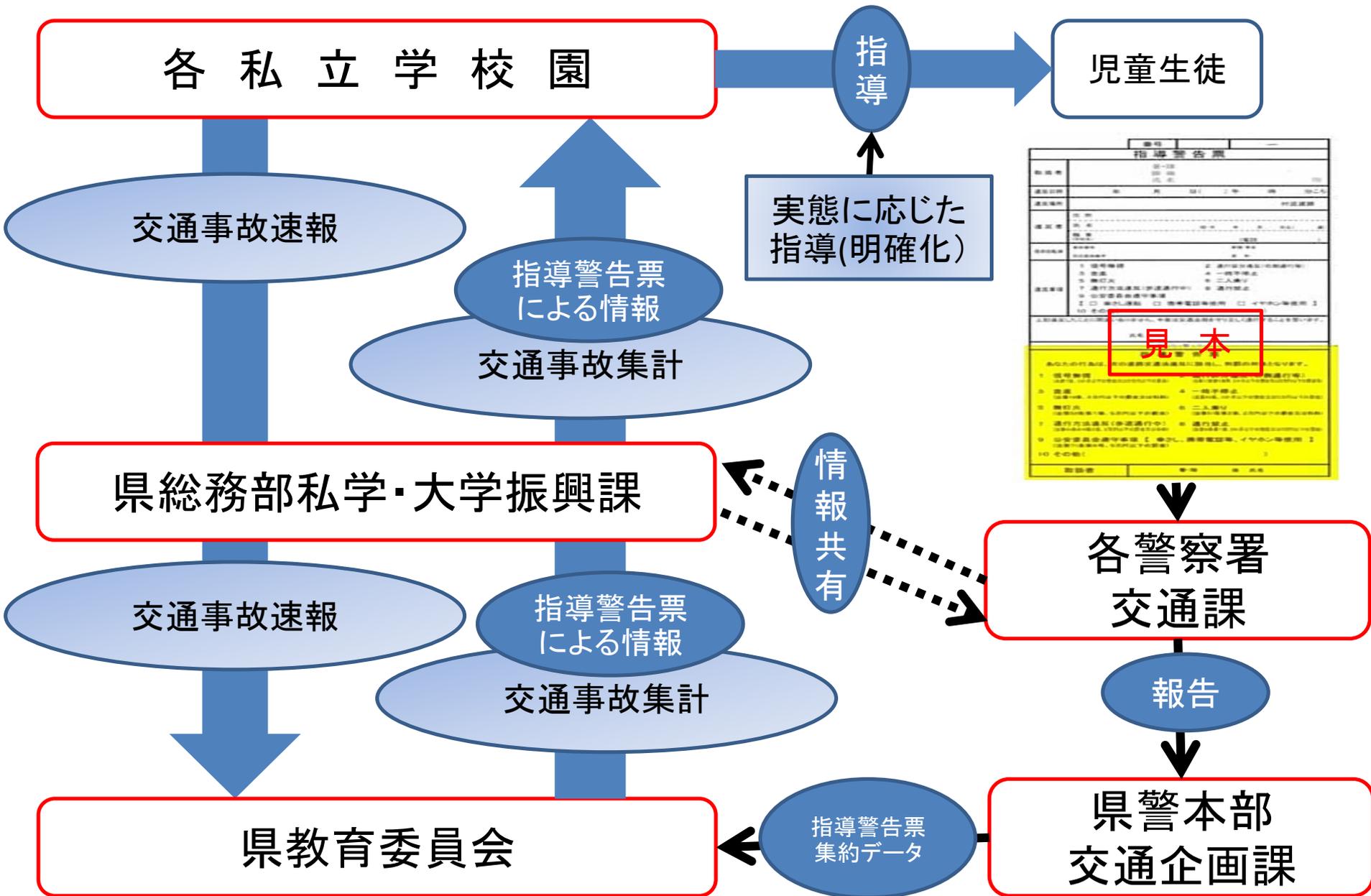
(※)その他の違反においては、「イヤホンやヘッドホンの使用により必要な交通に関する音声が聞こえない状態での自転車運転」が多く占めています。滋賀県道路交通法施行規則違反となります。



# 自転車運転指導警告票等を活用した自転車運転安全指導の推進について



# 自転車運転指導警告票等を活用した自転車運転安全指導の推進について



# 「自転車運転指導警告票」交付状況の情報活用

## フィードバックデータの活用例

- 教職員研修の教材として  
(小学校)
- 交通安全指導時の活用資料として  
(中学校)
- 全校集会や始業式・終業式等での指導資料として
- 自転車通学生徒を集めての指導時の指導資料として
- 三者懇談時の資料として
- 新入生を対象とした体験入学時の資料として
- 「生徒指導だより」への掲載  
(高等学校)
- 「生徒指導だより」への掲載
- 全校集会や始業式・終業式等での指導資料として
- LHRでの指導資料として

# 「滋賀県の学校・園における交通安全教育」 ～危険予測を中心とした、事故に遭わない交通安全教育～

幼稚園から高等学校までを見通した、教職員のための交通安全教育の参考資料。

学校や個人がそれぞれの経験をもとに行っていた交通安全教育を、滋賀県のどの学校でも、どの学年でも、等しく実施してもらうことをねらいとして、「滋賀県子どもの安全確保に関する連絡協議会」にて作成した。

「危険予測」の学びの教材として、DVD「安全に通学しよう」「安全な通学を考える」(ともに文部科学省)に収録されている教材を、学年別に配列した。

活用できる資料や連携できる関係機関も掲載している。

滋賀県教育委員会事務局保健体育課のホームページよりダウンロード可。

検索

「文部科学省×学校安全」からもダウンロード可

# 「スケアードストレイト技法を活用した 交通安全教室」(県立高等学校)



# 「スケアードストレイト技法を活用した 交通安全教室」(県立高等学校)

県立高等学校のうち、年に1～2校において実施。

今年度実施した高等学校では、生徒への教育としてだけでなく、教職員研修としての位置づけも提案いただいた。生徒は自転車運転者や歩行者の立場で学習するが、教職員は自動車運転者の立場で、自分が加害者にならないための研修となっていた。

# 「スケアードストレイト技法を活用した交通安全教室」(県立高等学校)

## 交通安全教室 感想用紙

今日の交通安全教室に参加して、実際に見る前と、見た後でどのように意識が変わったか感想を書いてください。

私は今までケータイを見ながらだったり、傘をさしながら自転車で乗っていたりして怒られたことが何度もありました。いけないとはわかっているけど、せのうになっでしまっでいておかなかやめることができませんでした。でも今日の交通安全教室を見て、私がしていた行為は本当に危険なことだったんだと感じました。これからは、今日のことを思い出して安全に自転車で乗ろうと思います。また、自分が歩行者側でも、車に乗るようになって、同じことだと思っので気を付けたいです。

# 「スケアードストレイト技法を活用した交通安全教室」(県立高等学校)

一過性の学びに終わらせないために

- ・事前学習の編成

  - 交通安全アンケートの実施

- ・事後学習の編成

  - 交通安全アンケートの実施(事前評価との比較)

    - 事故の未然防止→「自転車危険運転14項目」「警告票交付状況」「自転車安全利用五則」

      - 事故被害者としての学び→事故遭遇時の対応について

      - 事故加害者として→「加害者の責任」



- ・学校安全計画(科目「保健」、LHR)への組み込み(次年度からは、1年生を対象として、インターネット上の動画を活用して実施する)

# 「生徒主体による地域の交通安全・防犯啓発運動」(県立高等学校)

該当校近辺は、交通量が多く、小・中学校が隣接しており、交通事故や不審者事案等の報告が多いエリアである。

生徒が主体となり、高校生は勿論のこと、隣接する小中学校の児童・生徒の交通安全や防犯の意識の向上をめざした実践である。

警察署の交通課、生活安全課、市役所の交通安全担当課とも連携し、継続した活動となっている。

# 「生徒主体による地域の交通安全・防犯啓発運動」(県立高等学校)



# 「生徒主体による地域の交通安全・防犯啓発運動」(県立高等学校)

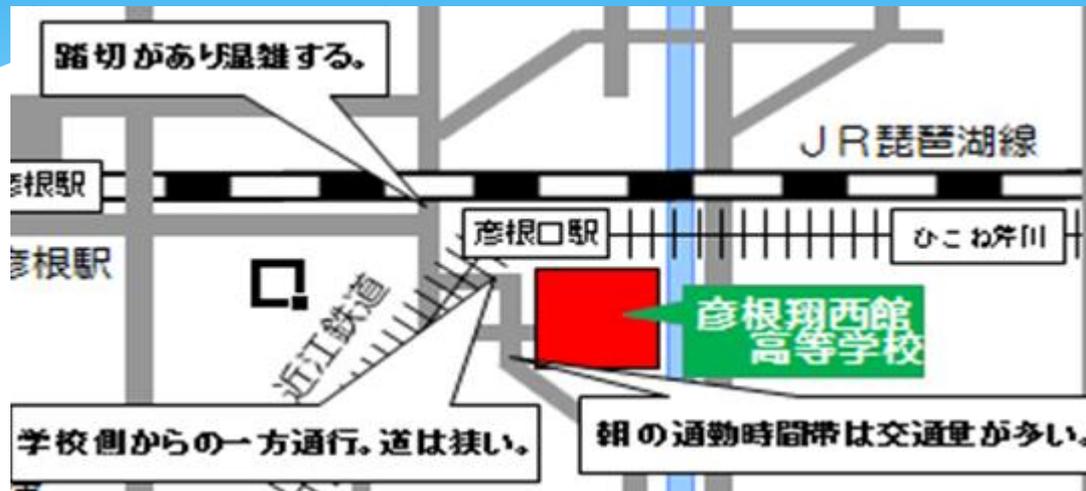


# 「生徒主体による地域の交通安全・防犯啓発運動」(県立高等学校)



避難所運営訓練時にも活用しています。今回は、参加した部活動名をアピールしています。

# 「通学路の整備と交通安全教育」 (県立高等学校)



2校の再編により設立された駅前の高等学校。駅と学校の間は混雑し、近隣住民からの苦情も多かった。

道幅が狭いのに加え、路側帯が狭く、自動車との擦れ違いもかなり危険な状況であった。

残念ながら近隣小学校の通学路ではなく、「通学路交通安全プログラム」の対象からはずれ、学校が独自に対応することとなった。

# 「通学路の整備と交通安全教育」 (県立高等学校)



再編時に生徒数が急増したが、通学路は変わらない状況であった。そこで、学校は道路管理者と交渉し、路側帯の幅の拡大を行った。その結果、通行する自動車のスピードが下がり、生徒にとっては通行しやすくなった。

同時に、生徒に対する交通安全指導の徹底を行った。

# 「通学路の整備と交通安全教育」 (県立高等学校)



路側帯は広がったものの、  
今度は脇から伸びてくる雑  
草対策に取り組むことに。

しかし、近隣住民からの苦情は減ったものの、ゼロにはならず。  
そこで、全生徒に対する登校状況実態調査を行い、生徒の登  
下校時の交通ルールの遵守の状況についての把握を行った。  
また、同時に、警察署交通課署員に来校を願い、学校周辺の  
道路における交通ルールの指導を実施した。

# 「地域と連携した交通安全対策の実施」 (市町立小学校)

「子ども安全リーダー」各小学校概ね5人  
(H9年度より 委嘱者:管轄警察署長)

「おらみ通学路交通アドバイザー」各小学校概ね1人  
(H25年度より 委嘱者:県警交通部長、県土木交通部長、県教育長)

「スクールガード」(H17年度より 各小学校にて募集)

児童の通学路における安全確保に関わってくださる関係者が増加している。

上記の肩書を兼務されている方も多数おられる。

各学校においては、不審者対応訓練や交通安全教室の実施、地域安全マップ作成等の際、上記の皆様の協力を得て取り組んでいる。

# 今後の課題

- 自転車損害賠償責任保険への加入の促進(条例)
- 児童生徒のヘルメット着用への取組(大人とともに)
- 中学生、高校生の通学路安全対策(プログラムとの兼ね合い、私学との連携)
- 新学習指導要領における交通安全教育の実施
- 「滋賀県の学校・園における交通安全教育」の活用
- 本事業成果の周知、啓発による地域差の解消

私が目指す子ども像「周りが渡っていても、立ち番の先生が『渡れ！』と言っても、自分で安全を確かめる子ども」